

第3号様式（第15条、第17条、第18条関係）

事業者排出量削減計画書

		□ 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 変更					
（宛先） 京都府知事		令和 2年 11月 25日					
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 東京都港区虎ノ門四丁目1番1号 神谷町トラストタワー		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 日本たばこ産業株式会社 代表取締役社長 寺島 正道 電話03-3582-3111					
主たる業種	たばこ製造業（葉たばこ処理業を除く）	細分類番号	1 0 5 1				
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	令和2年4月から令和5年3月まで						
基本方針	2030年までに事業活動由来GHG(温室効果ガス) 排出量を2015年比32%削減する。また購入する原材料・サービス由来のGHG排出量を2015年比23%削減する。特に葉たばこ調達関連排出量を40%削減し、パッケージ等の購入資材由来排出量についても削減を進める。						
計画を推進するための体制	サステナビリティマネジメント担当が「環境管理統括者」として環境マネジメントを統括し、また各部門長が「環境管理責任者」として所管部門およびグループ会社における環境マネジメントを推進することで、グループ全体が一丸となって取り組む体制を構築している。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (29~1) 年度	第1年度 (2) 年度	第2年度 (3) 年度	第3年度 (4) 年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	20,053.7 トン	23,353.8 トン	22,322.2 トン	21,429.6 トン	11.6 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	20,895.1 トン	23,353.8 トン	22,322.2 トン	21,429.6 トン	7.1 パーセント	
目標の根拠	日々の空調機の見直し、冷凍機稼働時間を短縮することで削減を図る。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (1) 年度	第1年度 (2) 年度	第2年度 (3) 年度	第3年度 (4) 年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (生産数量：千万本)	7.64	9.47	9.43	10.06	26.35 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	温室効果ガス排出量の99%を関西工場が占めるため、工場の生産数量を原単位の指標としているが、生産数量の減少が多く、固定分について、変動分に見合った削減まで至らないため、毎年度、増加することになった。						
重点的に実施する取組の実施計画	基準年度 (1) 年度	第1年度 (2) 年度	第2年度 (3) 年度	第3年度 (4) 年度	備考		
	100.0 パーセント	100.0 パーセント	100.0 パーセント	100.0 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(2) 年度	空調稼働時間および照明エリアの見直しによる削減。					
	(3) 年度	排ガスボイラー更新による、エネルギー消費量削減。					
	(4) 年度	空調制御の見直しによる最適化					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	特段の措置はなし					
	上記の措置を採用する理由	工場は交替制勤務のため、通勤に公共交通機関が使用できない。通勤距離2km未満については交通費の支給はせず、自転車・徒歩通勤を推進している。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (2) 年度	第2年度 (3) 年度	第3年度 (4) 年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	<ul style="list-style-type: none"> 国内外で植林/森林保全活動を実施し、国内では現在9か所の「JTの森」を展開し、森を育て守っていく活動を継続している。 市民参加型の清掃活動「ひろえば街が好きになる運動」を展開している。 						
特記事項	2020年10月5日(月)に本社移転 ※東京都港区虎ノ門二丁目2番1号 ⇒ 東京都港区虎ノ門四丁目1番1号 神谷町トラストタワー						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

注 2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

注 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量は原単位の数値の平均をいいます。

注 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

注 5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。